

## 農用地利用計画変更理由書

甲州市

本市は、平成17年11月の発足後、平成21年10月に甲州農業振興地域整備計画を策定し、その後、平成25年2月及び平成30年6月及び令和6年8月に総合見直しを行いました。

現行計画では、豊かな自然と恵まれた気候・風土を活かした、ぶどう、もも、すもも、おうとうなどの果樹栽培を中心とした農業や、代表的な特産物であるワイン、ころ柿などの加工品、ワインを給与して育てる銘柄豚肉「ワイントン」や、通年に及ぶ観光果実園、四季折々の美しさを見せる果樹園の景観は世界農業遺産に認定された峡東地域を構成する貴重な地域資源であり、また、地域農業特性を活かしながら、意欲のある農家や新規就農希望者に対する支援策を充実させ、担い手の育成・確保に努めるとともに、地球温暖化に伴う気象条件等の変化に適応できる栽培方法の確立や世界農業遺産の認定を活かしたブランド化の推進に向けたより具体的な取り組みを促進するため、関係機関と連携しながらぶどう・もも・すもも等の安定生産、高品質化に向け生産技術を確立し、農業者にフィードバックすることで持続的な農業経営体の育成を図り、農地法に基づく遊休農地に関する措置や荒廃農地の発生、解消状況に関する調査の適切な運用によって耕作放棄地の発生抑制と再生活用を図るとともに、農地中間管理事業を利用した認定農業者等を中心とする担い手への農地の利用集積や輸出などの販路開拓による経営面積の拡大を進めることにより、農業振興の基盤となる優良農地を確保し、農業振興を図る計画としています。

今回の随時見直しについては、農業従事者の高齢化や担い手不足、温暖化の影響に伴う気象変動等、農業を取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、甲州農業振興地域整備計画に基づき土地の農業上の利用と都市的利用について調整を図り、地域観光の活性化及び地域農業の発展のため、農用地利用計画の変更を行うものであります。